

令和 2 年 4 月 13 日
出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う技能実習生等からの在留資格の変更に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、出入国在留管理庁においては、感染拡大の状況を踏まえつつ、帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難な技能実習生の方々について、柔軟な対応を進めています。

このたび、下記①から③の方々に係る在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請については、オンラインシステムにより申請を受け付けることとしました。

●対象となる方

①技能実習生で技能検定等を受検することができないために次段階の技能実習へ移行することができない方

②技能実習2号を修了する方で、「特定技能1号」への移行のための準備が整っていない方

③「技能実習」又は「特定活動（インターンシップ、サマージョブ、外国人建設就労者、外国人造船就労者、製造業外国従業員）」での在留資格をもって本邦に在留中の方で、本国への帰国が困難であるため、従前と同一の受入機関及び業務での就労を希望する方

●上記①から③の方々に係る申請の必要書類等につきましては，出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html

●その他，オンラインによる手続の対象範囲や利用申出の承認要件は，出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html>